

犯罪被害に遭われた方・ご遺族へ

見舞金を支給します

三条市犯罪被害者等見舞金のご案内

見舞金の概要

市条例施行後の令和4年9月26日以降に発生した犯罪行為による被害が対象です。

【遺族見舞金】 30万円

犯罪被害※1によって亡くなられた方のご遺族に支給

【重傷病見舞金】 10万円

犯罪被害によって重傷病※2を負われた方に支給

※1 刑法等に規定する人の生命または身体を害する罪に当たる行為で、警察に被害が認知された犯罪行為

※2 負傷又は疾病により、療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上入院（精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない）と医師に診断されたもの

見舞金の支給には本紙記載事項以外にも別の要件が必要になる場合がありますため、申請前の事前相談をお願いします。

対象要件

- 犯罪行為により死亡または重傷病を負ったものであること
- 犯罪発生時に新潟県内に住所があり、かつ申請時に市内に住所があること
- 犯罪行為による被害にあった事実が警察への申立などで客観的に確認できること
- その他詳細の要件の確認が必要になる場合があります。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョっとちゃん」

【対象外となる場合】

- 他の地方自治体から見舞金と同種の支給を受けているとき
- 加害者と親族関係（事実婚関係を含む）にあったとき
- 犯罪被害者等が犯罪行為を誘発したとき
- 犯罪被害者等が暴力団等と密接な関係を有するとき
- 見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき認められるとき

申請期限

犯罪発生から原則1年以内（やむを得ない理由が認められる場合は、その理由がなくなった日から6か月以内）

問合せ・申請先

新潟県三条市旭町2-3-1

三条市市民部環境課 生活安全・交通係

電話番号 0256-34-5574 FAX 0256-32-6615

Mail kankyo@city.sanjo.niigata.jp

申請書類

- ・（様式第1号）被害者等遺族見舞金支給申請書
- ・（様式第2号）犯罪被害に関する申立書
- ・（様式第3号）受給代表者決定申出書
様式は市ウェブサイトからダウンロードできます。
- ・住民票または戸籍の附票
- ・御遺族と被害者の続柄が確認できる証明書（遺族見舞金の場合）
- ・犯罪行為により負傷し又は疾病にかかった日、療養期間、入院日数、病名を明記した診断書（重傷病見舞金の場合）

見舞金制度 Q & A

Q 1 見舞金の対象となる「犯罪行為」とは、具体的にどのような犯罪ですか。

A 1 日本国内（日本国外にある日本船舶又は日本航空機内を含む）において行われた、刑法その他の国内の刑罰法令に規定する、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為が対象となります。また、見舞金支給の対象となる犯罪行為として、具体的には、主に、殺人、強盗致傷、傷害、逮捕等致死傷、強制性交等、強制わいせつ、危険運転致死傷（殺人未遂など、刑法上の未遂罪も含む）などが想定されます。

Q 2 犯罪行為はどのように確認するのですか。

A 2 申請者の同意に基づき、市が事件捜査を担当する警察に犯罪行為に認知に関する照会を行い、確認します。

Q 3 「重傷病見舞金」の対象となる「重傷病」とは、どのような場合ですか。

A 3 身体的な負傷、疾病の場合は、療養期間1か月以上で通算3日以上入院であり、精神疾患の場合は療養期間1か月以上で通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたものです。なお、精神疾患の場合に「労務に服することができない」とは、具体的には 就業者であれば、「就労することができない」、学生等であれば「学校に通うことができない」、無職の者であれば、「家事ができない」「外出することができない」などの場合が想定され、就労だけでなく通常の生活を送ることができない場合も該当します。

Q 4 遺族見舞金の支給対象となる「遺族」について、教えてください。

A 4 遺族見舞金の支給対象となる遺族は、犯罪行為により死亡した方の第1順位遺族と定めています。

【遺族の範囲及び順位】（ ）内は順位は支給を受けられる遺族の順位

- 1 (1) 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった方を含む。）
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における次の方
(2)子 (3)父母 (4)孫 (5)祖父母 (6)兄弟姉妹
- 3 2に該当しない犯罪被害者の次の方
(7)子 (8)父母 (9)孫 (10)祖父母 (11)兄弟姉妹

ただし、第1順位の遺族が見舞金を申請しないからといって、第2順位の遺族に申請権が移ることはありません。そのため、第1順位遺族である配偶者が申請を辞退した場合、第2順位遺族である子は見舞金を申請することはできません。また、第1順位の遺族が複数人いる場合は、受給代表者を決定していただきます。

Q 5 交通事故による被害は、見舞金の対象となりますか。

A 5 見舞金支給事業は、故意の犯罪行為のみを対象としており、一般的な交通事故の過失によるものは含みませんが、危険運転致死傷罪は対象となります。

Q 6 支給の制限において、「見舞金を支給することが社会通念上適切でない」と認められるときとは、どのような場合ですか。

A 6 見舞金の支給が加害者の利益になる場合や、不適切な人間関係の中で発生した犯罪被害の場合などが想定されます。

(例1) 友人関係にあり同居している加害者と被害者において、加害者が被害者の収入等一切を管理しており、見舞金を申請させる等により加害者の利益になる可能性がある場合

(例2) 被害者と加害者は犯罪グループの仲間同士であり、仲間内の犯罪行為により重傷病を負った場合

Q 7 パートナーシップの関係にあった方が犯罪被害に遭った場合、見舞金の支給対象となりますか。

A 7 本市の「パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度」に基づき、パートナーシップを形成していた方は対象となります。

Q 8 重傷病見舞金の支給を受けた被害者が、当該犯罪行為を原因として死亡した場合、遺族見舞金は支給されますか

A 8 すでに支給された重傷病見舞金の額を減じた額が遺族見舞金として支給されます。

Q 9 代理での申請は可能ですか。

A 9 申請者となる第1順位の遺族や犯罪被害者が年少者である、重傷病を負い意識不明の状態であるなど、やむを得ない理由により申請手続きができない場合は、親族等による代理申請が可能です。なお、見舞金の支給先（振込先口座の名義）は申請者本人のものに限られます。